

# 電線を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

(夏のある日)

栗本係員

今日は夏休みの人が多くて業務も落ち着いているね。ところで、大野君は夏休みをとらないの？

大野係員

まだ決めてないんですよ。栗本さんは休まないんですか？

栗本係員

僕は来週休んで旅行に行くつもりだよ。

大野係員

いいですね。何か引き継いでおくことありますか？

栗本係員

ちょうどよかった！じゃあ、昨日提出された占用許可申請の手続きを進めてもらっていいかな？

大野係員

(聞くんじゃなかったな・・・)

・・・いいですよ。どんな案件ですか？

栗本係員

なんか不満そうだね。

大野係員

そんなことないです！早速確認させていただきます。(あぶないあぶない。つい態度にでちゃったよ。)

栗本係員

地下に埋設する電線と下水管の占用だから、難しいものじゃないと思うよ。お土産奮発するから、申し訳ないけどよろしく頼むよ。

## 大野係員

わかりました。え〜と、まずは地下に埋設する電線から確認しよう。申請書の記載内容は特に問題なしと。次は添付書類だな。まず、場所は車道だけど、横断して設けるから大丈夫そうだな。次は埋設の深さか。あれ？図面によると、60 cmになっているけど、施行令の基準だと車道に埋設する場合の深さは80 cm必要となっているから、施行令の許可基準を満たしていないんじゃないかな？

## 栗本係員

早速確認してくれているね。どうだった？

## 大野係員

はい。確認したところ、施行令で定めている埋設の深さの基準を満たしていないようなんですけど・・・

## 栗本係員

そういえば、この前、電線を道路の地下に設ける場合における埋設の深さの通達が改正されてたけど、それは確認した？

## 大野係員

あ、そうですね。確認してみます。

(資料を読む)

## 栗本係員

確認できたかな。じゃあ、通達の内容について簡単に説明してみて。

## 大野係員

はい。まず、通達発出の背景としては、無電柱化を推進するために、低コストでコンパクトな無電柱化の整備手法の導入が課題となっていたため、有識者等による委員会において技術的検討を行った結果、電線の埋設の深さを従前の基準よりも浅くすることが可能という確認がとれたことから、平成11年に発出された「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」を改正したようです。

## 栗本係員

具体的にはどう改正されたのかな？

## 大野係員

今までだと、電線の頂部と路面との距離は舗装厚に30 cmを加えた値か60 cmよりも小さくしてはいけなかったけど、それが舗装厚に10 cmを加えた厚さまで認められるように改正されています。更に、交通量の少ない生活道路でケーブルや径15 cm未満の管路の場合は、下層路盤の上面から10 cm確保すれば大丈夫のようです。

**栗本係員**

なるほどね。でも、舗装厚とか下層路盤とかいろいろな表現があって分かりづらいよね。それぞれどういうものを指しているのかわかる？

**大野係員**

え〜っと・・・

**栗本係員**

しょうがないなあ。道路の舗装は、上から順に表面のアスファルト、細かい碎石による上層路盤、粗い碎石による下層路盤により構成されているけど、舗装厚は交通状況や地盤状況に応じて設定されているから、一概に決まっているものではないんだ。

**大野係員**

さすが栗本さんですね。

**栗本係員**

じゃあ、舗装厚 50 cmのうち表面のアスファルトが 5 cm、上層路盤が 20 cm、下層路盤が 25 cmで構成される交通量の少ない生活道路において、径 15 cm未満の管路を埋設する場合に、具体的にどう変わったのか考えてみようか。

**大野係員**

なんだか試験問題みたいですね。え〜っと、今までだと交通量や埋設管の種類による差はなかったから舗装厚 50 cmに 30 cmを加えた 80 cmの深さが必要でしたが、改正後は交通量の少ない生活道路では、深さが下層路盤の上面より 10 cm以上深ければいいわけだから、35 cmの深さで埋設することが可能になるので、今までより 45 cm浅く埋設できますね。

**栗本係員**

そのとおり。でも、通達にも書かれているように、改正内容については技術的検討の対象となった電線の種類に限って適用できるものだし、道路の舗装構成、土質の状態、交通状況などから技術的検討の結果を適用することが不適切であると認められる場合は、従前の取り扱いによることとされているので、注意が必要だよ。

**大野係員**

はい。

**栗本係員**

改正された通達の内容については大丈夫かな？

**大野係員**

はい。今回の申請は、この通達の基準を満たしているので問題なさそうです。あれ？でも、施行令の

基準を満たしていないことは変わらないですね。

#### 栗本係員

いいところに気が付いたね。じゃあ、施行令の条文をよく確認してみようか。

#### 大野係員

電線の頂部と路面との距離が、保安上又は道路に関する工事の実施上の支障のない場合を除き、車道にあっては・・・そうか！技術的検討の結果、保安上又は道路に関する工事の実施上の支障がないことが確認されたから、「支障のない場合」に該当すると解釈できるんですね。

#### 栗本係員

そのとおり。電線は施行令においてこのような規定があるから、技術的な検討をしたうえで、浅く埋設することができたんだよ。例えば、下水道管のように施行令にこのような規定がないものは、通達においてそれ以上のことを規定することはできないよ。

#### 大野係員

なるほど。では、下水道管の申請書も確認してみますね。

#### 栗本係員

下水道管の基準はどうなっているかな？

#### 大野係員

下水道管の基準は、原則 3m の深さが必要なものの、工事実施上やむを得ない場合は 1m の深さでも可能になっています。申請された下水管の埋設の深さは 1m になっていますが、図面によると他の占用物件と交差していますので、これ以上深く埋設することは困難だと判断できそうです。これであれば、工事実施上やむを得ない場合と言え、問題なさそうです。

#### 栗本係員

大丈夫そうだね。占用は法律だけでなく、いろいろな通達で取り扱いを定めているから、浅い考えで判断しないように注意しないと駄目だよ。

#### 大野係員

気を付けます・・・。

栗本さんこそ、旅行のお土産は深く考えて選ぼう、お願いしますよ！